

豊田市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図る取組として、発注者指定型の週休2日工事を実施する。受注者は本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休2日」の取得を目指すものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を次のとおり定義する。

- (1) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、天候（降雨・降雪等）による予定外の現場閉鎖、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等も現場閉所として取り扱う。
- (2) 現場閉所率とは、対象期間日数に対する現場閉所日数の割合をいう、現場閉所日数を対象期間日数で除して求めるものとする。
- (3) 工事完成日とは、工事完成届提出日をいう。

(対象工事)

第3条 豊田市の発注工事で、設計書の単価適用日が令和8年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 公共建築工事積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

(形式)

第4条 週休2日の形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（別紙1-1）、（別紙1-2）及び（別紙1-3）によることとする。

- (1) 完全週休2日（土日）（別紙1-1）

完全週休2日（土日）とは、対象期間（第5条）内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、

日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日（別紙1-2）

月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日（別紙1-3）

通期の週休2日とは、対象期間（第5条）内において現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

（対象期間）

第5条 対象期間は、契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事事務等による不稼働期間
- (7) 他工事、他事業等による不稼働期間（受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間）
- (8) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- (9) 工事全体を一時中止している期間
- (10) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（取組内容）

第6条 週休2日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。
- (2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (3) 対象工事の受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

- (4) 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならない。
- (5) 対象工事の受注者は、通期の週休2日及び月単位の週休2日が達席できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事が達成された場合は、工事成績評定の総括監督員の評価項目「6. 社会性等 1. 地域への貢献等 7. その他」において評価する(別紙2参照)。ただし、令和9年4月1日以降に契約する工事については、評価しない。
- (2) 提出された実施工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定の総括監督員の評価項目「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。(別紙2参照)

(経費の補正)

第8条 週休2日制工事の実施工事については、現場閉所状況に応じて次により経費の補正を行う。

- (1) 発注者は、当初設計において、補正係数表の「完全週休2日(土日)」の補正係数を適用する。
- (2) 「完全週休2日(土日)」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

休工状況の適用区分	完全週休2日(土日)※	月単位の週休2日(4週8休以上)	月単位の週休2日未満(補正なし)
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00
土木工事市場単価	補正対象及び補正係数は、別紙3による		1.00
土木工事標準単価	補正対象及び補正係数は、別紙4による		1.00
下水道工事標準単価	補正対象及び補正係数は、別紙5による		1.00

※当初設計時適用補正係数

(工事名)

第9条 本要領を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

(特記仕様書)

第10条 本要領を適用し発注する工事の特記仕様書の記載は以下のとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。

ア 本要領の対象工事であるか否か

イ 週休2日を実施しない工事の場合はその理由

ウ 対象工事の場合で、第5条(10)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容

(2) 「第〇条 本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。なお、週休2日制工事については、「豊田市週休2日制工事実施要領」によるものとする。」

(対象工事への変更)

第11条 第3条(5)の理由で本要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望し、現場閉所計画を提出できる場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができ(ただし、このことによる工期延期は行わない)。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

(別紙1-1) 完全週休2日(土日)

(□: 工事実施日)

							完全週休2日実施有無				
月	火	水	木	金	土	日	土日 の 日数	土日の 閉所日数 ※1	完全週休 2日 実施有無	備考	
7月20日	7月21日	7月22日 対象期間 開始日 □	7月23日 □	7月24日 □	7月25日 閉所	7月26日 閉所	2	2	○		
7月27日 □	7月28日 □	7月29日 振替閉所	7月30日 □	7月31日 □	8月1日 □	8月2日 閉所	2	2	○	地元条件による同一週の振替閉所は認める。	
8月3日 □	8月4日 □	8月5日 □	8月6日 □	8月7日 □	8月8日 □	8月9日 閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。	
8月10日 □	8月11日 祝日 □	8月12日 □	8月13日 8月14日 8月15日 夏季休暇(3日間)			8月16日 閉所	1	1	○	この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休3日の達成とみなす。 <u>(祝日の閉所を求めない)</u>	
8月17日 □	8月18日 □	8月19日 □	8月20日 □	8月21日 □	8月22日 閉所	8月23日 □	2	1	×	地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。	
8月24日 振替閉所	8月25日 □	8月26日 □	8月27日 □	8月28日 □	8月29日 閉所	8月30日 閉所	2	2	○		
8月31日 □	9月1日 □	9月2日 □	9月3日 □	9月4日 振替閉所	9月5日 □	9月6日 閉所	2	2	○	天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める。	
9月7日 □	9月8日 □	9月9日 □	9月10日 □	9月11日 □	9月12日 □	9月13日 閉所	2	1	×	<u>土曜日に工事を実施(現場閉所なし)したため未達成となる。</u>	
9月14日 □	9月15日 □	9月16日 □	9月17日 □	9月18日 □	9月19日 閉所	9月20日 閉所	2	2	○		
9月21日 祝日 □	9月22日 祝日 □	9月23日 祝日 □	9月24日 対象期間 終了日 □	9月25日 一後片付期間	9月26日	9月27日	0	0	○	<u>この週には、土曜日、日曜日がないため、達成となる。</u>	
現場閉所率									8	完全週休2日取得率 = (完全週休2日の達成週/対象期間中の全週間数) = 8 / 10 = 80% < 100%	
							完全週休2日取得率	100%未満			
							⇒ 完全週休2日	未達成			

※1 振替閉所日も含む

(別紙1-2) 月単位の週休2日工事

対象期間の開始日に関わらず、**暦上の月を一月**とし、全ての月ごとにおいて**現場閉所率**28.5%以上取得した場合に**達成**とする。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の**現場閉所**では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の**現場閉所**を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

月	火	水	木	金	土	日
7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日	8月2日
		非対象期間としてカウント				
8月3日 準備期間一	8月4日 施工 開始日	8月5日 □	8月6日 □	8月7日 □	8月8日 閉所	8月9日 閉所
8月10日 □	8月11日 祝日 □	8月12日 □	夏季休暇(3日間)		8月15日	8月16日 □
8月17日 □	8月18日 □	8月19日 □	8月20日 □	8月21日 □	8月22日 閉所	8月23日 閉所
8月24日 □	8月25日 □	8月26日 □	8月27日 □	8月28日 □	8月29日 閉所	8月30日 閉所
8月31日 □	9月1日 □	9月2日 □	9月3日 □	9月4日 □	9月5日 閉所	9月6日 閉所
		発注者が非対象とする作業を実施する期間			9月12日 閉所	9月13日 閉所
9月14日 □	9月15日 □	9月16日 □	9月17日 □	9月18日 □	9月19日 閉所	9月20日 閉所
		非対象期間としてカウント				
9月21日 祝日 □	9月22日 祝日 □	9月23日 祝日 □	9月24日 □	9月25日 □	9月26日 閉所	9月27日 閉所
9月28日 □	9月29日 □	9月30日 □	10月1日 施工 完了日	10月2日 →後片付期間	10月3日	10月4日
10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日	10月11日

⇒ 評価対象外

1月目(8月3日~8月31日)

⇒ **6** 現場閉所日/対象期間 **25** 日 = **24.0%** < 28.5%

対象期間内の土日は 6 日 = 7 現場閉所日 ⇒ 未達成

※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っていないため、未達成とする。

2月目(9月1日~9月30日)

⇒ **8** 現場閉所日/対象期間 **25** 日 = **32.0%** ≥ 28.5%

4週8休(28.5%以上) ⇒ 達成

3月目(10月1日~10月1日)

⇒ **0** 現場閉所日/対象期間 **1** 日 = **0.0%** < 28.5%

対象期間内の土日は 0 日 = 0 現場閉所日 ⇒ 達成

※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っているため、達成とする。

このケースの場合、月単位の週休2日 = **未達成**

(一部の月で達成できなかったため)

(別紙1-3) 通期の週休2日工事

(□: 工事実施日)

							現場閉所率			
月	火	水	木	金	土	日	日数	休工日数	備考	
7月27日	7月28日	7月29日 対象期間 開始日 □	7月30日 □	7月31日 □	8月1日 現場閉所	8月2日 現場閉所	5	2		
8月3日 □	8月4日 □	8月5日 □	8月6日 振替閉所	8月7日 □	8月8日 現場閉所	8月9日 □	7	2		
8月10日 □	8月11日 祝日 □	8月12日 □	夏季休暇(3日間)			8月16日 現場閉所	4	1	夏季休暇は非対象期間とする。	
8月17日 □	8月18日 □	8月19日 □	8月20日 □	8月21日 □	8月22日 □	8月23日 現場閉所	7	1		
8月24日 □	8月25日 □	8月26日 振替閉所	8月27日 □	8月28日 □	8月29日 現場閉所	8月30日 現場閉所	7	3		
8月31日 □	9月1日 □	9月2日 □	9月3日 □	9月4日 □	9月5日 □	9月6日 現場閉所	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。	
9月7日 □	9月8日 □	9月9日 □	9月10日 □	9月11日 □	9月12日 現場閉所	9月13日 現場閉所	7	2		
9月14日 □	9月15日 □	9月16日 □	9月17日 □	9月18日 □	9月19日 現場閉所	9月20日 現場閉所	7	2		
9月21日 祝日 □	9月22日 祝日 □	9月23日 祝日 □	9月24日 雨天閉所	9月25日 □	9月26日 現場閉所	9月27日 □	7	2	雨天による振替閉所は休工と認める。	
9月28日 □	9月29日 □	9月30日 対象期間 終了日 □	→後片付期間					3	0	
休工率							55	16	現場閉所率 = (16日 / 55日) = 29% ≧ 28.5% ※1	
休工率							29%	≧ 28.5%		
通期の週休2日							達成			

※1 小数第2位切捨

土木工事市場単価の補正係数

別紙 3

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グレーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

別紙 4

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型PRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ポラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

下水道工事市場単価の補正係数

別紙 5

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休2日 (土日)
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01